

八王子市町会等加入促進活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町会・自治会・管理組合（以下「町会等」という。）が実施する加入促進活動に資する事業に必要な経費に対して、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金に関し、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 町会等が行う加入促進活動を推進し、地域住民のコミュニティの活性化に寄与することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助の対象となる事業は、以下のいずれかの事業とする。

- (1) 住民相互の親睦かつ未加入者の加入促進を目的として、町会等が実施する行事・イベント（以下、「加入促進イベント事業」という。）
- (2) 加入促進を目的とした未加入者に対する物品配布または加入促進用物品掲示による町会等周知事業（以下、「加入促進用物品購入事業」という。）
- (3) 加入促進を目的とした町会等ホームページ作成事業（以下、「ホームページ作成事業」という。）

(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助の対象となる経費は、以下の経費とする。

- (1) 加入促進イベント事業 別表1
- (2) 加入促進用物品購入事業 別表2
- (3) ホームページ作成事業 別表3

(補助条件)

第5条 この要綱による補助の条件は、「八王子市町会等加入促進活動事業補助金交付基準」で別途定める。

(補助金額)

第6条 補助金額は、前項の規定による事業経費の10分の9に相当する額とする。（千円未満切り捨て。）ただし、補助金額は5万円を限度とする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、第1号様式による交付申請書に次に掲げる書類を添えて、当該年度終了日の2か月前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 事業計画書

- (2) 収支計画書・予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知書)

第8条 市長は、前条の交付申請書及び添付書類を確認し、正当であると認めるときは、第2号様式による交付決定通知書により申請者に通知する。

(内容変更等)

第9条 交付決定を受けた者は、市規則第10条による補助対象事業の内容の変更等により、交付決定額に変更が生じた場合は、第3号様式により市長に申請し、市長の承認を得なければならない。

2 前項による承認通知書は、第4号様式とする。

(実績報告書等の提出)

第10条 補助金の交付決定を受けた町会等は、事業完了後1か月以内かつ当該年度終了日の1か月前までに第5号様式により、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 成果報告書
- (2) 町会等加入促進活動事業に係る成果物
- (3) 預金通帳(写し)
- (4) 領収書(これに準ずるものを含む。)(写し)

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付は、前条の実績報告書等による補助対象事業の完了確認の後に交付する。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、報告書等を審査し補助金の額を決定し、第6号様式により町会等に通知する。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(補助金制度の見直し)

第14条 本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

(別表1) 加入促進イベント事業 補助対象経費

対象経費費目	備考
物品購入費	その他対象経費の詳細については、「八王子市町会等加入促進活動事業補助金交付基準」で別途定める。
印刷経費	
委託料	
使用料	

(別表2) 加入促進用物品購入事業

対象経費費目	備考
物品購入費	その他対象経費の詳細については、「八王子市町会等加入促進活動事業補助金交付基準」で別途定める。
印刷経費	
委託料	

(別表3) ホームページ作成事業

対象経費費目	備考
ホームページ作成委託料	その他対象経費の詳細については、「八王子市町会等加入促進活動事業補助金交付基準」で別途定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。